

議案第 8 号

大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案

令和 4 年 3 月 2 8 日 提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市諸収入金に対する督促及び滞納処分に関する条例の廃止並びに大野市債権管理条例の制定に伴う所要の改正を行うため

大野市教育委員会規則第 号

大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

大野市結の故郷奨学金貸与条例施行規則（平成26年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(奨学金の返済等) 第10条 奨学金の返済額は、別表を基準として市長が定め、奨学金返済額等通知書（様式第11号）により返済義務者に通知するものとする。 2 条例第10条第1号に規定する延滞金の徴収については、 <u>大野市債権管理条例（令和3年条例第43号）</u> の規定を適用する。 3～7（略）	(奨学金の返済等) 第10条 奨学金の返済額は、別表を基準として市長が定め、奨学金返済額等通知書（様式第11号）により返済義務者に通知するものとする。 2 条例第10条第1号に規定する延滞金の徴収については、 <u>大野市諸収入金に対する督促及び滞納処分に関する条例（昭和41年条例第59号）</u> の規定を適用する。 3～7（略）

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。